

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則

環境管理課

- 岡山県職業訓練援助規則の一部を改正する規則

労働雇用政策課

- 岡山県入港料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

港湾課

- 建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築指導課

（以上県例規集掲載）

【告示】

- 特定施設の設置許可申請

環境管理課

- 救急病院の指定

医療推進課

- 特定計量器定期検査

産業企画課

- 家畜検査の実施

畜産課

- 漁業災害補償法の規定による同意の成立

水産課

- 道路の占用を制限する区域の指定

道路整備課

- 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更

会計課

【公告】

- 特定非営利活動法人の設立認証の申請

県民生活交通課

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

”

目次

担当課（室）

- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

”

”

”

”

”

”

- 肥料の登録

農産課

- 肥料の登録の有効期間の更新

”

- 肥料の登録の変更

”

- 肥料の登録の失効

”

- 道路の位置の指定

建築指導課

- 宅地建物取引業者の事務所所在地の不確

”

知

【人事委員会】

- 岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

人事委員会

（県例規集掲載）

【公安委員会】

- 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

交通規制課

（県例規集掲載）

◎岡山県規則第四号

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則（平成十四年岡山県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第三号中「第五十二条第一項」を「第九十九条第一項」に、「第八条」を「第十条」に改め、同条第四号中「第五条第六号から第十二号」を「第五条第十号から第十六号」に改める。

別表第七の十六の項中「シスー一・二」ジクロロエチレン」を「一・二」ジクロロエチレン」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第五十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第五号

岡山県職業訓練援助規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県職業訓練援助規則の一部を改正する規則

岡山県職業訓練援助規則（昭和四十五年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「六、九九〇円」を「七、一一〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

◎岡山県規則第六号

岡山県入港料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県入港料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県入港料徴収条例施行規則（昭和五十二年岡山県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「二円四十八銭」を「二円五十二銭」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

◎岡山県規則第七号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年岡山県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「において」「二級建築士等免許証用写真」を「及び第二十六条第一項第三号において「申請用写真」に改める。

第六条第一項中「又は失った」を「、又は失った」に、「二級建築士等免許証用写真」を「申請用写真」に改める。

第十一条中「第十条の二十第一項の」を「第十条の二十第一項に規定する」に、「同項の」を「同項に規定する」に、「第三条第一項」を「第三条」に改める。

第二十六条第一項中「、第一号及び」を「第一号及び」に、「書類」を「書類、同条第四号に該当する者にあつては第二号及び第三号に掲げる書類」を「に改め、同項第一号中「のイからハまでの」を「に掲げる」に、「に掲げる書類」を「の書類」に改め、同号イ中「こと」の下に「（当該科目を修めて学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学の前期課程を修了したことを含む。）」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 申請用写真

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百二十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 JFEケミカル株式会社

住 所 東京都台東区蔵前二丁目17番4号

氏 名 代表取締役社長 鈴木 彰

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 JFEケミカル株式会社西日本製造所笠岡工場

所在地 笠岡市鋼管町9番2

平成31年3月22日 岡山県公報 第12078号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種	類	29-ロ コールタール製品製造 業の用に供する静置分 離器(R E - F 101 B), (R E - F 106)		29-ロ コールタール製品製造 業の用に供する静置分 離器 (R E - F 102)		同左		29-ロ コールタール製品製造 業の用に供する静置分 離器 (R E - F 103)		同左	
能	力	18m ³ /日		同左		同左		15m ³ /日		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成31年6月20日		-		平成31年6月20日		-		平成31年6月20日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成31年6月21日		-		平成31年6月21日		-		平成31年6月21日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	6.51	6.51	14.9	14.9	5.7	5.7	12.3	12.3	5.7	5.7
	p H	1~8	1~8	6~13	6~13	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	C O D (mg/L)	15,000~ 30,000	30,000	8,700~ 10,000	10,000						
	S S (mg/L)	50~300	300	20~70	70						
	油 分 (mg/L)	1,800	1,800	同左							
	T - N (mg/L)	17,000~ 35,000	35,000	9,000~ 18,000	18,000						
	T - P (mg/L)	1	1	同左							
	フェノール (mg/L)	1,000~ 3,000	3,000	300~ 1,000	1,000						
	シアン (mg/L)	50~200	200	20~70	70						

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成31年3月22日 岡山県公報 第12078号

区	分	変 更 前		変 更 後		廃 止	
種	類	29-ロ コールタール製品製造 業の用に供する静置分 離器 (R E - F 105)		同左		29-ロ コールタール製品製造 業の用に供する静置分 離器 (R E - F 101)	
能	力	22m ³ /日		同左		18m ³ /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		平成31年6月20日		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		平成31年6月21日		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	18.3	18.3	18.19	18.19	0.7	0.7
	p H	6~13	6~13	同左		0~6	0~6
	C O D (mg/L)	8,700~ 10,000	10,000			8,000~ 12,000	12,000
	S S (mg/L)	20~70	70			50~200	200
	油 分 (mg/L)	1,800	1,800			1,800	1,800
	T - N (mg/L)	9,000~ 18,000	18,000			17,000~ 35,000	35,000
	T - P (mg/L)	1	1			1	1
	フェノール (mg/L)	300~ 1,000	1,000			1,000~ 3,000	3,000
	シアン (mg/L)	20~70	70			50~200	200

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成31年3月22日 岡山県公報 第12078号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし

(5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成31年3月22日から同年4月12日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び笠岡市役所

◎岡山県告示第百二十七号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 独立行政法人国立病院機構岡山医療センター

所在地 岡山市北区田益一七一―一

二 有効期限

平成三十四年四月四日

附 則

この告示は、平成三十一年四月五日から施行する。

平成31年3月22日 岡山県公報 第12078号

◎岡山県告示第百二十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場 所	期 日
浅口市	浅口市役所寄島総合支所 浅口市役所金光総合支所 浅口市役所	平成三十一年五月八日 九日 十日 十三日
里庄町	里庄町福祉会館	十四日 十五日
矢掛町	矢掛町農村環境改善センター	十六日 十七日

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

	鏡野町	
〃 〃 〃	富振興センター 上斎原振興センター 奥津振興センター 鏡野町商工会本所	〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃		〃
〃	二十八日	〃
一三〇〇 一三〇〇 一三五〇 一三〇〇	〃	一三〇〇 一三〇〇 一三五〇 一三〇〇
〃	二十七日	〃
一三〇〇 一三〇〇 一三五〇 一三〇〇	〃	一三〇〇 一三〇〇 一三五〇 一三〇〇
〃	二十一日	〃
一三〇〇 一三〇〇 一三五〇 一三〇〇	〃	一三〇〇 一三〇〇 一三五〇 一三〇〇
〃	二十日	〃
一三〇〇 一三〇〇 一三五〇 一三〇〇	〃	一三〇〇 一三〇〇 一三五〇 一三〇〇

◎岡山県告示第百二十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施するので、該当する家畜の所有者に対し、これを受けることを命ずる。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 ヨーネ病検査

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛、平成三十年四月一日以降に輸入した繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛、平成三十一年四月一日以降に導入した繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び過去三年以内にヨーネ病が発生した農場の牛のうち、対象となる家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長（以下「管轄家畜保健衛生所長」という。）が必要と認めるもの

4 実施の期日

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間（以下「実施期間」という。）において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一ヨーネ病の項方法の欄1、2及び5に規定する検査の方法

二 ブルセラ病検査

1 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一ブルセラ病（牛の場合）の項方法の欄1から3までに規定する検査の方法

三 結核病検査

1 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一結核病の項方法の欄1に規定する検査の方法

四 家きんサルモネラ感染症検査（サルモネラ・プロラムに係るものに限る。）

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロラムによるものに限る。）の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏候補鶏（以下「種鶏等」という。）のうち、次の(1)及び(2)に掲げるもの

(1) 雌雄とも、ロット当たりの感染率が五パーセント以上の場合に九十五パーセン

トの確率で抗体を検出することが可能な羽数（最大五十九羽）の、週齢が満九週

以上の種鶏等

(2) (1)に掲げる種鶏等に係る検査で陽性鶏が摘発されたときは、飼養する種鶏等の全羽

- 4 実施の期日
実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
- 5 検査の方法
急速凝集反応法

五 腐蛆病検査

- 1 実施の目的
蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため
- 2 実施する区域
県内一円

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
蜜蜂のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 4 実施の期日
実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
- 5 検査の方法
肉眼検査

六 伝達性海綿状脳症検査

- 1 実施の目的
伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため
- 2 実施する区域
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲
省令第九条第二項第五号に掲げる牛の死体及び同項第六号に掲げるめん羊又は山羊の死体のうち管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 4 実施の期日
実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
- 5 検査の方法
省令別表第一伝達性海綿状脳症の項方法の欄1及び2に規定する検査の方法

七 アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査

1 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏牛（平成三十年十一月から平成三十一年四月までに生まれた牛をいう。）のうち、管轄家畜保健衛生所長が発生予察上適当と認めるもの

4 実施の期日

原則として平成三十一年六月下旬、八月中旬、九月中旬、十月中旬及び十一月中旬

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験又は寒天ゲル内沈降反応）

八 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 飼養羽数が百羽以上（だちょうの場合は、十羽以上）の家さん飼養農場から管轄家畜保健衛生所長が無作為に飼養規模別に抽出した農場の家さん

(2) その他知事が検査の必要があると認めて通知したもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

臨床検査、血清学的検査及びウイルス学的検査

九 牛ウイルス性下痢・粘膜病検査

1 実施の目的

2 牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生を予防するため
実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している牛のうち、
管轄家畜保健衛生所
長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

遺伝子検査

◎岡山県告示第百三十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により、次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 区域 牛窓町漁業協同組合の地区
- 二 区分 主としてさし網漁業を営む漁業

平成31年3月22日 岡山県公報 第12078号

◎岡山県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	一七九号	美作市土居（兵庫県との境界）から 苦田郡鏡野町上齋原（鳥取県との境界）まで
	一八〇号	高梁市松山（国管理区間との境界）から 新見市千屋花見（鳥取県との境界）まで
	一八一号	津山市院庄（一般国道一七九号と連絡する位置（院庄交差点））から 真庭郡新庄村（鳥取県との境界）まで
	一八二号	新見市上市（一般国道一八〇号と連絡する位置）から 新見市哲西町大竹（広島県との境界）まで
	二五〇号	備前市日生町寒河（兵庫県との境界）から 備前市伊部（一般国道二号と連絡する位置（伊部東交差点））まで
	三二三号	井原市大江町（広島県との境界）から

	<p>高梁市段町（一般国道一八〇号と連絡する位置（高梁橋東交差点））まで</p> <p>真庭市落合垂水（県道垂水追分線と連絡する位置）から</p> <p>真庭市蒜山下長田（鳥取県との境界）まで</p>
<p>三七三号</p>	<p>美作市西町（兵庫県との境界）から</p> <p>英田郡西栗倉村坂根（中国横断自動車道姫路鳥取線と連絡する位置）まで</p>
<p>三七四号</p>	<p>備前市伊部（一般国道二号と連絡する位置（伊部東交差点））から</p> <p>美作市入田（一般国道一七九号と連絡する位置（入田交差点））まで</p>
<p>四二九号</p>	<p>倉敷市阿知（倉敷駅前交差点）から</p> <p>総社市井手（一般国道一八〇号と連絡する位置（国分寺口交差点））まで</p> <p>美作市下町（県道津山大原線と連絡する位置）から</p> <p>美作市中町（一般国道三七三号と連絡する位置（中町交差点））まで</p>
<p>四三〇号</p>	<p>倉敷市連島町鶴新田（水島港臨港道路倉敷みなと大橋との交差点）から</p> <p>倉敷市広江（県道玉野福田線と連絡する位置（広江一丁目交差点））まで</p> <p>玉野市日比（県道日比港線と連絡する位置（日比交</p>

平成31年3月22日 岡山県公報 第12078号

				県道	
新見勝山線	倉敷清音線	倉敷玉野線	岡山児島線	作東大原線	四八四号
新見市新見（一般国道一八〇号と連絡する位置）から	倉敷市北浜町（倉敷市道三田五軒屋海岸通二号線との交差点）まで	倉敷市寿町（倉敷市道寿町一七号線との交差点）から 倉敷市大島（一般国道四二九号と連絡する位置）（大島交差点）から 倉敷市船倉町（倉敷市道酒津大島老松町線と接する位置）まで	倉敷市林（岡山市との境界）から 倉敷市曾原（瀬戸中央自動車道水島インターチェンジ地先（水島インター西交差点））まで	美作市川北（一般国道一七九号と連絡する位置）（川北交差点）から 美作市下町（一般国道四二九号と連絡する位置）まで	加賀郡吉備中央町西（岡山自動車道賀陽インターチェンジ地先）から 高梁市段町（一般国道一八〇号と連絡する位置）（警察署北交差点）まで

差点）から

玉野市宇野（一般国道三〇号と連絡する位置）（ループ橋南交差点）まで

平成31年3月22日 岡山県公報 第12078号

箕島高松線	玉野福田線	倉敷笠岡線	倉敷美袋線	美作奈義線	笠岡井原線	
<p>倉敷市上東（ばら園北口交差点）から 倉敷市上東（県道吉備津松島線と連絡する位置）ま</p>	<p>倉敷市曾原（瀬戸中央自動車道水島インターチェン ジ地先（水島インター西交差点）から 倉敷市広江（一般国道四三〇号と連絡する位置（広 江一丁目交差点））まで</p>	<p>倉敷市老松町（一般国道四二九号と連絡する位置（老 松西交差点））から 倉敷市八王子町（倉敷市道三田五軒屋海岸通二号線 との交差点）まで</p>	<p>倉敷市船穂町船穂（一般国道二号と連絡する位置） から 倉敷市玉島長尾（山陽自動車道玉島インターチェン ジ地先）まで</p>	<p>美作市明見（一般国道一七九号と連絡する位置（明 見交差点））から 勝田郡奈義町広岡（一般国道五三三号と連絡する位置） まで</p>	<p>笠岡市笠岡（一般国道二号と連絡する位置（西ノ浜 交差点））から 井原市井原町（一般国道三二一三三号と連絡する位置（葉 師交差点））まで</p>	<p>真庭市荒田（一般国道一八一号と連絡する位置）ま で</p>

平成31年3月22日 岡山県公報 第12078号

	岡山赤穂線	和気停車場線	高梁停車場線	福田老松線	藤戸連島線	市場津山線	上横野兼田線
で	和気郡和気町和気（一般国道三七四号と連絡する位置）から 和気郡和気町和気（県道高梁停車場線と連絡する位置）まで	和気郡和気町尺所（金剛橋東詰）から 和気郡和気町和気（県道岡山赤穂線と連絡する位置）まで	高梁市旭町（備中高梁駅地先）から 高梁市鉄砲町（一般国道一八〇号と連絡する位置）高梁大橋交差点）まで	倉敷市福田町浦田（県道藤戸連島線と連絡する位置）から 倉敷市東富井（一般国道二号と連絡する位置（大高交差点））まで	倉敷市福田町浦田（県道福田老松線と連絡する位置）から 倉敷市連島町連島（倉敷市道三田五軒屋海岸通四号線と接する位置）まで	津山市二宮（一般国道五三号と連絡する位置）から 津山市二宮（一般国道一七九号と連絡する位置）まで	津山市河辺（一般国道五三号と連絡する位置）から

平成31年3月22日 岡山県公報 第12078号

		津山市押入字野上一一八七番二地先を経て 津山市川崎（津山中央病院地先）まで
吉備津松島線		倉敷市日畑（岡山市との境界）から 倉敷市上東（ばら園北交差点）まで
日比港線		倉敷市上東（県道箕島高松線と連絡する位置）から 倉敷市松島（県道岡山倉敷線と連絡する位置（松島北交差点））まで
田井新港線		玉野市日比（日比港地先）から 玉野市日比（一般国道四三〇号と連絡する位置（日比交差点））まで
	田井新港線	玉野市田井（田井新港地先）から 玉野市築港（玉野市道築港田井線に接続する側道部に限る。）まで

二 占用の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占用の制限の開始の期日

平成三十一年四月一日

平成31年3月22日 岡山県公報 第12078号

◎岡山県告示第百三十二号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、平成三十一年三月十三日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	○ 苫田郡鏡野町古川一〇〇
名称及び代表者の氏名	津山農業協同組合鏡野支店 支店長 津本 琢也	
変更後の売りさばき場所	苫田郡鏡野町竹田六六〇	

〔二一七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十一年三月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まにわ再生支援機構

三 代表者の氏名

水野 誠

四 主たる事務所の所在地

真庭市江川一二二四番地

五 定款に記載された目的

この法人は後継者不足に悩む企業に対して、後継者候補に経営スキルを身につけるための支援や、後継者を見つげるためのマッチングサービスを提供することを通じて、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

〔二一八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十一年三月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人かけはし

三 代表者の氏名

猶原 眞弓

四 主たる事務所の所在地

倉敷市水島南春日町二番一九号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者その他日常生活の支援を必要とする人々に対して、地域に根ざした、まごころのこもった助け合い及び居宅サービス・居宅介護支援・日常生活の支援等に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

平成31年3月22日 岡山県公報 第12078号

〔一一九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン井原

所在地 井原市下出部町二丁目一番一三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）届出書別紙に記載のとおり

（変更後）届出書別紙に記載のとおり

4 変更年月日

平成二十九年十一月七日ほか

二 届出年月日

平成三十一年三月八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十一年三月二十二日から同年七月二十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成31年3月22日 岡山県公報 第12078号

〔一二〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン邑久

所在地 瀬戸内市邑久町尾張字樋口二六八番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）届出書別紙に記載のとおり

（変更後）届出書別紙に記載のとおり

4 変更年月日

平成三十年三月一日ほか

二 届出年月日

平成三十一年三月八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十一年三月二十二日から同年七月二十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成31年3月22日 岡山県公報 第12078号

〔一二一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山陽

所在地 赤磐市下市四七三番地

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）届出書別紙に記載のとおり

（変更後）届出書別紙に記載のとおり

4 変更年月日

平成三十年十月八日ほか

二 届出年月日

平成三十一年三月八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十一年三月二十二日から同年七月二十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成31年3月22日 岡山県公報 第12078号

〔一二二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめマート美作

所在地 美作市檜原下字土屋敷一二六八一一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）届出書別紙に記載のとおり

（変更後）届出書別紙に記載のとおり

4 変更年月日

平成三十年三月一日ほか

二 届出年月日

平成三十一年三月八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十一年三月二十二日から同年七月二十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一二三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン久世

所在地 真庭市惣一六四番地の一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

(2) 名称 株式会社いない

住所 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地

代表者の氏名 代表取締役 天野 達也

(3) 名称 有限会社家具のサダカタ

住所 真庭市惣一八八番地の一

代表者の氏名 代表取締役 定方 健二

(4) 名称 株式会社イエローハット

住所 東京都千代田区岩本町一丁目七番四号

代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

ア 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

平成31年3月22日 岡山県公報 第12078号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明
イ 名称 株式会社いな

住所 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地
代表者の氏名 代表取締役 天野 達也

ウ 名称 有限会社家具のサダカタ

住所 真庭市惣一八八番地の一
代表者の氏名 代表取締役 定方 健二

エ 名称 株式会社イエローハット

住所 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目四番一六号
代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生

(変更後)

ア 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号
代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

イ 名称 株式会社いな

住所 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地
代表者の氏名 代表取締役 天野 達也

ウ 名称 有限会社家具のサダカタ

住所 真庭市惣一八八番地の一
代表者の氏名 代表取締役 定方 健二

エ 名称 株式会社イエローハット

住所 東京都千代田区岩本町一丁目七番四号
代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 届出書別紙に記載のとおり

(変更後) 届出書別紙に記載のとおり

4 変更年月日

平成三十年六月二十二日ほか

二 届出年月日

平成三十一年三月八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十一年三月二十二日から同年七月二十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成31年3月22日 岡山県公報 第12078号

(二二四) 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号) 第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
 平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日
岡山県 第一一六五号	混合有機質肥料	混合有機質肥料9号B	窒素全量 二・八 りん酸全量 三・二 加里全量 一・九	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	三興株式会社 大阪府吹田市西御旅町七番一六号	平成三十年六月一日
岡山県 第一一六六号	加工家さんふん肥料	美咲グリーン	窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 二・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社美咲ファーム 岡山県久米郡美咲町越尾才ノ神六七九番地一	平成三十年七月十九日
岡山県 第一一六七号	混合有機質肥料	有機の基	窒素全量 三・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区下石井二丁目三番八号	平成三十年十月十七日
岡山県	化成肥料	くみあい有機入り666	窒素全量 六・〇	含有を許される	エムシー・フアーツィコム株式会社	平成三十年十一月七日

<p>岡山県 第一一九九号</p>	<p>第一一六八号</p>
<p>副産石灰肥料</p>	
<p>A/J副産石灰肥料1号</p>	
<p>アルカリ分 三五・〇 く溶性苦土 一・〇</p>	<p>りん酸全量 六・〇 内く溶性りん酸 五・〇 加里全量 六・〇 内く溶性加里 六・〇 内水溶性加里 五・〇 く溶性苦土 一・五</p>
<p>含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり</p>	<p>有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり</p>
<p>JFEスチール株式会社 東京都千代田区内幸町二丁目二番三号</p>	<p>東京都千代田区麹町一丁目一〇番地</p>
<p>平成三十年十二月十四日</p>	

平成31年3月22日 岡山県公報 第12078号

(二三五) 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。
 平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新年月日
岡山県 第九一二号	炭酸カルシウム肥料	土壤 ^{かん} 灌注用石灰質肥料	アルカリ分 五三・〇	その他の制限事項は公定規格のとおり	白石カルシウム株式会社 大阪府大阪市北区同心二丁目一〇番五号	平成三十年六月一日
岡山県 第一〇三二一	混合有機質肥料	土壤つこ	窒素全量 二・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区下石井二丁目三番八号	平成三十年七月二十七日
岡山県 第一〇三三	混合有機質肥料	土根生	窒素全量 二・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区下石井二丁目三番八号	平成三十年七月二十七日
岡山県 第一〇三四	混合有機質肥料	ニュー勇氣満点3号	窒素全量 五・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区下石井二丁目三番八号	平成三十年十月二十三日

平成31年3月22日 岡山県公報 第12078号

岡山県 第一一三八号	岡山県 第一一三六号	岡山県 第一〇四〇号	岡山県 第一〇三五号	
混合有機質肥料	混合有機質肥料	混合有機質肥料	副産動物質肥料	
土壌元	アミノ醗肥	土壌つこ2号	フィッシュソリユール	
窒素全量 リン酸全量 加里全量 一・〇 二・〇 三・〇	窒素全量 リン酸全量 四・〇 六・〇	窒素全量 リン酸全量 四・〇 一・〇	窒素全量 リン酸全量 二・五 一・二・〇	
含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	制限事項は公定 規格のとおり
日本有機株式会社 岡山県岡山市北区下石井二丁目三番八号	株式会社ジャット 大阪府大阪市中央区南船場四丁目二番四号	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区下石井二丁目三番八号	アスカバイオ株式会社 東京都中央区日本橋二丁目一六番七号	
平成三十一年二月二十八日	平成三十一年一月十六日	平成三十一年一月二十四日	平成三十年十一月二十二日	

規格のとおり

平成31年3月22日 岡山県公報 第12078号

号 第一一六二 岡山県	号 第一一五二 岡山県	号 第一一三八 岡山県	号 第一〇四八 岡山県	号 第一〇四六 岡山県	号 第一〇四五 岡山県
混合有機質肥料	加工家きんふん肥	混合有機質肥料	混合有機質肥料	混合有機質肥料	
ニュー勇氣満点5号	乾燥有機質肥料	土壌元	土壌つこ3号	有機菜園5号	
生産業者の住所	所 生産業者の名称及び住	生産業者の住所	生産業者の住所	生産業者の住所	
岡山県岡山市北区青江一丁目四番一六号	株式会社総社エツグ 岡山県総社市新本三八一四番地一四	岡山県岡山市北区青江一丁目四番一六号	岡山県岡山市北区青江一丁目四番一六号	岡山県岡山市北区青江一丁目四番一六号	
岡山県岡山市北区下石井二丁目三番八号	株式会社但馬どり 兵庫県豊岡市日高町浅倉四五番地	岡山県岡山市北区下石井二丁目三番八号	岡山県岡山市北区下石井二丁目三番八号	岡山県岡山市北区下石井二丁目三番八号	

(二二七) 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により、次の肥料の登録は失効した。
 平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	岡山県 第一〇〇五
肥料の種類	あまに油かす及び その粉末
肥料の名称	5.2アamani油粕粉末
保証成分量(%)	窒素全量 五・二 りん酸全量 一・五 加里全量 一・〇
その他の規格	該当なし
生産業者の氏名又は名称及び住所	日清オイリオグループ株式会社 東京都中央区新川一丁目二三番一号
失効年月日	平成三十年十二月一日

平成31年3月22日 岡山県公報 第12078号

〔二二八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定年月日		番号	
岡山県指令美作局 建第六〇二一号 平成三十一年三月 十二日			
道路の位置			
真庭市久世字根庭九〇番一五、九三 番五、九四番一			
道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)	六・〇三〇	六二・六三
四・〇三	一六・一七	六・〇四	六二・六三
五・〇二	一六・一七		
四・〇三	一二・八二		

平成31年3月22日 岡山県公報 第12078号

〔二二九〕宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 宅地建物取引業者名

商号又は名称

代表者名

事務所の所在地

正興産業株式会社

田原 忠臣

岡山市北区青江二丁目一―二〇

二 一に掲げる者は、事務所の所在地を確知できないので、平成三十一年四月二十二日までに知事に申し出ること。

三 二に規定する申出がない場合は、一に掲げる者に係る宅地建物取引業者の免許は、これを取り消す。

◎岡山県人事委員会規則第七号

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第四項第一号中「八千円」の下に「人事委員会が定める場合にあつては、四千円）。ただし、「を」を加え、「額」を「額」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

◎岡山県公安委員会規則第三号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三十八の四の項を次のように改める。

三十八の四 一般県道藤戸連島線	イ 倉敷市福田町浦田二四六一番一〇地先から倉敷市連島町連島四八四番一地先に至る間 ロ 倉敷市連島町連島三七番五二地先から倉敷市連島町連島三七番一四地先に至る間 ハ 倉敷市連島町連島三七番一四地先から倉敷市連島町連島三七番五二地先に至る間
-----------------	--

別表第二の四十の項を次のように改める。

四十 一般県道水島港唐船線	イ 倉敷市水島南亀島町五八番二地先から倉敷市水島川崎通一丁目一番五一八地先に至る間 ロ 倉敷市亀島一丁目六番一九地先から倉敷市玉島乙島六七五五番七地先に至る間 ハ 倉敷市亀島一丁目一四九九番三地先から倉敷市水島川崎通一丁目一番四五八地先に至る間
---------------	--

別表第二の五十四の三の項中「倉敷市連島四丁目一番二八」を「倉敷市連島町連島四五七番一」に改め、同表の五十七の八の項を次のように改める。

五十七の八 倉敷市道矢柄中通二号線	イ 倉敷市水島海岸通一丁目五番一地先から倉敷市水島中通一丁目一番三地先に至る間
-------------------	---

別表第二の五十七の十四の項を次のように改める。

ロ 倉敷市神田一丁目一番三七地先から倉敷市
水島中通一丁目一番三地先に至る間

五十七の十四 倉敷市道潮
通一号线

倉敷市松江三丁目一八番二一地先から倉敷市潮通
三丁目三番八地先に至る間

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。